

研究ノート

ケアラー支援の動向と支援の在り方に関する一考察

大 島 康 雄

星槎道都大学研究紀要

第 4 号

2023 年

研究ノート

ケアラー支援の動向と支援の在り方に関する一考察

大 島 康 雄

要約

「介護の社会化」をスローガンに介護保険が導入されたが、脱家族化には至っていない状況である。家族介護者を含めたケアラー調査からでは、全世帯の2割～3割にケアラーが居ることが分かり、ケアラー支援は社会的な課題となっている。埼玉県、北海道の調査から高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保を望んでいた。障害者をケアしているケアラーは、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実を望んでいた。ケアラー支援の先進国であるイギリスの調査では、ケアラー自身があまり支援を受けていないことが指摘されケアラー支援の課題となっている。今後はケアラーとしての生き方の多様性を認める社会や福祉教育を通じた社会的規範の改善が求められる。

1 はじめに

2000年に介護保険法が導入され「介護の社会化」をスローガンに制度が施行された。措置から契約制度に移行され、準市場の中で様々な事業体が参入できる制度設計となっており、多くのサービスが創設された。「介護の社会化」には高齢社会の中で介護の担い手を社会で賄う狙いがあり、脱家族化を意識したものであった。2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～（高齢者介護研究会：2003）では、これまで、一人一人が住み慣れた街で最期までその人らしく生きることを保障するための方法として、現在の在宅サービスを複合化・多機能化していくことや、新たな「住まい」の形を用意すること、施設サービスの機能を地域に展開して在宅サービスと施設サービスの隙間を埋めること、施設において個別ケアを実現していくことなどを問題意識として挙げ、サービス基盤が整備されている。要介護高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みが必要であることを目指し、地域包括ケアシステムの確立を位置付けている。

以上のように介護保険制度は、高齢者の尊厳を支えるというビジョンからデザインされている。一方で家族に対する支援に関しては充実がされていない状況である。地域支援事業の中にある任意事業に家族介護支援事業が位置付けられている。「介護教室の開催」「認知症高齢者

見守り事業」「家族介護継続支援事業」に大別され、このうち、「家族介護継続支援事業」には、「健康相談・疾病予防等事業」「介護者交流会の開催」「介護自立支援事業」の事業がある。事業内容は介護教室の開催として、家族に対して適切な介護知識・技術が習得できるように行う講座や認知症高齢者見守り事業を通じて、地域の認知症高齢者に対する理解を深め、地域単位で見守りができるような体制整備をすることや家族介護継続支援事業として、介護者のヘルスチェックや健康相談の実施、介護者同士の交流会、中重度の介護者を現に介護している家族を慰労するための取り組みなどがある。しかし、任意事業であるためあまり積極的な取り組みがされていない状況である。「菊地（2021）」は全国の市町村に対して介護支援事業の取り組み状況を調査した¹⁾。結果としては、中重度の介護者を現に介護している家族を慰労する取り組みを行っている市町村は過半数以下であった。他にも健康相談や疾病予防事業なども同様の結果であり、家族に対する支援は発展途上であることが把握されている。他にも高齢者虐待や介護殺人・介護心中の視点からも家族介護に対する支援が求められている。

本稿の問題意識は、介護保険が導入され「介護の社会化」に向けた取り組みを行ったが、現状としては効果が薄く、家族への負担が大きいという認識のもと家族支援、ケアラー支援に関する現状と課題を整理していくこととする。本稿のでケアラーという表記は家族介護者も含めて現に介護を提供しているものをケアラーと定義している。

2 ケアラーを取り巻く環境

日本ケアラー連盟によるとケアラーの定義は、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人である。ヤングケアラーは、

18歳未満を指しており、親の介護や兄弟の介護などをしている子どもが想定される。ケアラーを取り巻く環境として、「日本ケアラー連盟（2016）」が行った調査を参考にすることができる²⁾。2015年から2016年にかけて北海道栗山町、東京都杉並区高円寺地域の一部で行った。

表1 「栗山町と杉並区高円寺の比較」

地域	人口	世帯数	老年人口	高齢化率	75歳以上	ケアラーの割合	男性	女性
栗山町	1.2万人	6千人	4.6千人	36.90%	19.70%	2割	4割	6割
高円寺	8.8万人	5.6万人	1.7万人	21.20%	9.90%	3割	2割	8割

出所：ケアラー連盟調査より（作成筆者）

栗山町は人口1.2万人、世帯数が約6千世帯、老年人口4.6千人、高齢化率36.9%、75歳以上19.7%（2016年2月）で町村部の規模となる。ケアラーが全世帯中2割もいることが把握され、性別は女性が6割、男性が4割で3人に1人が70歳以上のケアラーであった。同居家族の員数は2.7人、半数は働いていない状況であった。ケアに関する不安や悩みでは、仕事との両立、高齢であること、金銭面・精神面、サービスの不足や情報面のことなどがあげられケアに関する想いは不安を抱えていることが把握されている。

杉並区高円寺地域は、人口8.8万人、世帯数が約5.6万世帯、老年人口1.7万人、高齢化率21.2%、75歳以上9.9%（2015年10月）で都市部の規模となる。ケアラー

が3割もいることが把握され、性別は女性が8割、男性が2割で平均は64.6歳であり、栗山町よりは若い女性がケアラーであることが多かった。同居家族の員数は3.1人、4割弱が働くケアラーであった。ケアに関する不安や悩みでは、自身の体力や在宅サービスの充実などが挙げられており、栗山町と同じように不安の中でケアを提供しなければならないことが把握された。以上から、ケアラー支援は社会的な課題であり、現在の介護保険制度ではサービス不足であると住民が認識している状況であった。では、ケアラー支援としてどんなことが求められているのかを深めていきたい。参考に調査として令和2年～3年に行った埼玉県と北海道で行ったものを採用することにした。

表2 「埼玉県・北海道ケアラー調査」

場所	時期	対象	回答率
埼玉県	令和2年7月31日～令和2年9月11日	地域包括支援センター283か所	72.20%
	令和2年8月28日～令和2年10月2日	障害者相談支援事業所441か所	33.90%
	令和2年7月21日～令和2年9月11日	高校193校	86.50%
北海道	令和3年7月27日～令和3年8月26日	地域包括支援センター1390人	71.00%
	令和3年7月27日～令和3年8月26日	障害者相談支援事業所1515人	29.50%
	令和3年7月29日～令和3年8月27日	中学・高校691校	63.00%

出所：埼玉県、北海道より（作成：筆者）

「埼玉県の調査（2020）」は、ケアラー実態調査とヤングケアラー実態調査として令和2年7月～10月に行い、地域包括支援センターを通じて高齢者等のケアラー調査と障害者相談支援事業所を通じて障害児・者等のケアラー調査と学校を通じて行った公立高校2年生に対して行ったヤングケアラー調査である³⁾。まず、地域包括支援センターを通じた高齢者等のケアラー調査では、ケアの内容として家事が83.8%、通院の援助が78.6%、事務手続き75.6%、金銭管理が67.2%との順だった。利用している（していた）サービスは通所サービスが71.9%、

訪問サービスが28.9%、宿泊サービスが18.1%、利用していないが16.2%であった。ケアの頻度は毎日が69.9%でケアラー本人の健康状態は通院中が38.0%、身体的不調が34.7%、精神的不調が26.6%、運動不足が25.9%であった。就労状況の変化では、ケアによる就労状況の変化はないが54.0%、無回答が21.5%、ケアのために勤務時間を減らしたが11.9%、ケアのために退職したが6.8%であった。就労を続けられている理由が各種サービスの利用が27.9%、家族のサポートが25.5%、勤務時間の短縮が14.4%であった。ケアを機に退職した

理由の構成割合は、代わりにケアを担う人がいないが69.6%、介護と両立できる環境出なかったが42.0%、精神的疲労が29.0%、身体的疲労が24.6%であった。ケアに協力してくれる人は医療者やサービス事業所が39.9%、その他息子・娘が25.0%、兄弟・姉妹が24.5%となっている。相談できる人や窓口では、地域包括支援センターが59.9%、ケアマネジャーが53.5%、家族が52.4%となっている。ケアラーの悩みでは、心身の健康が61.8%、ケアをしている人との関係が32.4%、自分の自由な時間がとれないが29.9%であった。代わりにケアを担ってくれる人の有無では、いないが26.9%、頼めばいるが21.5%、頼めばいるが頼みにくい20%であった。ケアラーが必要と考える支援では、ケアラーに役立つ情報の提供41.5%、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービスが28.3%、電話や訪問による相談体制の整備24.2%、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保が23.3%であった。

次に障害者等のケアラー調査であるケアの内容として家事が88.6%、事務手続き85.3%、通院の援助が82.8%、精神的介護が80.6%の順だった。利用している（していた）サービスは通所サービスが73.4%、居宅サービスが36.4%、ショートステイが32.1%、利用していないが11.6%であった。ケアの頻度は毎日が81.0%でケアラー本人の健康状態は身体的不調が33.0%、通院中が28.8%、運動不足が28.1%であった。就労状況の変化では、ケアによる就労状況の変化はないが39.5%、無回答

が18.3%、ケアのために勤務時間を減らしたが16.7%、ケアのために就労経験がない10.9%であった。就労を続けられている理由が各種サービスの利用が43.3%、家族のサポートが42.2%、勤務時間の短縮が23.8%であった。ケアを機に退職した理由の構成割合は、代わりにケアを担う人がいないが82.5%、介護と両立できる環境出なかったが62.5%、精神的疲労が40.0%、身体的疲労が40.0%であった。ケアに協力してくれる人は医療者やサービス事業所が56.7%、その他兄弟・姉妹が25.7%、父が25.0%となっている。相談できる人や窓口では、家族が58.9%、障害福祉サービス事業所の職員が49.6%、相談支援センターが46.9%となっている。ケアラーの悩みでは、心身の健康が68.8%、将来の見通しが持てない60.6%、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないが37.6%になります。代わりにケアを担ってくれる人の有無では、いないが30.1%、いるが20.3%頼めばいるが17.9%であった。ケアラーが必要と考える支援では、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続が61.8%、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービスが46.9%、ケアラーに役立つ情報の提供39.5%、入所施設等の生活の場の整備・充実31.7%であった。ケアと仕事の両立には、ケアの代替者不足が影響していた。ケアは両者の関係から織りなされるものであり、代替者がいないのは単に資源不足というわけではなく、病気や障害、関係性からその人でなければケア関係になれない場合もあり、複雑な要因が影響している。

表3 「高齢・障害のケア内容とサービス」

種類	ケア内容			利用しているサービス		
	家事	通院の援助	事務手続き	通所サービス	訪問（居宅）サービス	宿泊（ショート）サービス
高齢者	83.8%	78.6%	75.6%	71.9%	28.9%	18.1%
障害者	88.6%	82.8%	85.3%	73.4%	36.4%	32.1%

出所：埼玉県より（作成筆者）

表4 「高齢・障害のケア頻度と健康状態」

種類	ケア頻度	ケアラーの健康状態			
		通院中	身体不調	精神的不調	運動不足
高齢者	69.9%	38%	34.7%	26.6%	25.9%
障害者	81%	28.8%	33%	23.7%	28.3%

出所：埼玉県より（作成筆者）

次にヤングケアラーの状況であるが、ケアの内容として家事が58.0%、感情面のケア41.0%、家庭管理が32.4%、きょうだいのケアが25.0%との順だった。ケアをしている理由では、親が仕事で忙しい29.7%、親の病気や障害等のため20.7%、ケアをしたいと自分で思った

ため19.1%、きょうだいに障害があるため16.6%、ケアを手伝ってくれる人は、55.0%、父が39.3%、祖母18.1%、姉16.4%である。学校生活への影響は、影響なしが41.9%、孤独を感じる19.1%、ストレスを感じる17.4%、勉強時間が十分に取れない10.2%であった。ケ

アに関する悩みや不満を話せる人の有無では、いるが58.0%、いないが25.4%であった。ケアの相談相手では、母62.4%、友人が37.5%、父が33.7%、兄弟姉妹が29.8%であった。ヤングケアラーが望むサポートは特にないが38.2%、困った時に相談できるスタッフや場所16.0%、信頼して見守ってくれる大人14.5%、宿題や勉強のサポート13.2%であった。

表3.4から主なケア内容は家事、通院同行、事務手続きなどで家事は毎日行うものであり、通院同行は混んでいる場合は一日中付き添わなければならないこともある。また、事務手続きは平日に時間を作る必要があるため、負担になることが予想される。ケアラー自身も健康な状態でケアをしているわけではないことが把握できる。

ケアラーの悩みとしては高齢者をケアしているケアラーでは心身の健康、ケアをしている人との関係、自分の自由な時間がとれないであった。障害者をケアしているケアラーは、心身の健康、将来の見通しが持てない、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないであった。共通しているのは心身の健康と自由な時間がとれないで、高齢者では要援護者との関係、障害者では、将来の見通しと経済的な問題が悩みとして出ているのが特徴的である。ケアラーが望むサポートとしては、高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保であった。障害者をケアしているケアラーは、親が亡くなった後の障害者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実であった。共通しているところは、情報提供、緊急時のケアであり、他にも相談体制や休息を高齢者のケアをしているケアラーは望んでおり、障害者をケアしているケアラーは親なき後の問題や入所施設に関することが抽出されている。ヤングケアラーでは、特にない、相談できる場所やスタッフ、見守りや勉強のサポートでそれぞれの特徴が表れるものである。

次に「北海道の調査(2021)」を参考にケアラーが困難と感じていることとケアラー支援として求められる事を中心に整理を行う⁴⁾。高齢者をケアしているケアラーでは、悩みの分類ではケアラー自身のことが92.7%で内訳としては、自分の心と体の健康で55.1%、介護づかれやストレスが49.6%、代わりに世話をしてくれる人がいないが34.8%であった。ケアラーが求めている支援では、緊急時でも安心して預かってくれる場所59.6%、自分の話を聞いてくれる人が49.1%であった。

障害者をケアしているケアラーでは、悩みの分類では

ケアラー自身のことが97.3%で内訳としては、自分亡き後の不安が70.7%、自分の心と体の健康で56.5%、介護づかれやストレスが38.7%、お仕事と仕事の両立が33.9%であった。ケアラーが求めている支援では、お世話が必要な人のための各種サービス及び支援90.6%、お世話をしている人の負担を軽減する支援が89.7%であった。

ヤングケアラーでは、悩みの分類では全日制の高校2年生では進路が47.3%、学業成績が33.3%であった。今後の進路への影響は特に進路に影響は受けていないが69.3%であった。普段の生活への影響も52.1%が特に何も感じていない状況であり、相談した経験では、ないと返答したのが79.3%で誰かに相談するほどの悩みでもないが85.6%という状況になっている。

以上から埼玉県調査及び北海道調査では大まかには同じような項目が抽出されていた。次にケアラー支援に向けた取り組みを整理していきたいと思う。

3 ケアラー支援に向けた取り組み

ケアラー支援に向けて、自治体も動き始めている条例の制定がここ近年みられるため、その特徴から見ていきたいと思う。2020年3月埼玉県、2021年3月北海道栗山町、2021年6月三重県名張市、2021年9月岡山県総社市、2021年12月茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市、2022年3月栃木県那須町、北海道、2022年6月埼玉県入間市(ヤングケアラー支援条例)、2022年7月さいたま市、2022年9月福島県白河市、2022年10月長崎県と13の都道府県(令和4年10月現在)でケアラー支援条例が制定されている。その中で埼玉県の条例をベースに各都道府県が策定していることが分かる。定義と基本理念を中心にみていくと最初に制定された埼玉県のケアラーの定義は以下のようにになっている。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- 三 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- 四 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的と

する民間の団体をいう。
と定めており、無償で介護、看護、日常生活上の世話等と規定している。他にもヤングケアラーを18歳未満とし、関係機関には教育機関も含めているのが特徴的である。

基本理念としては、
(基本理念)

- 第三条** ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- 2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。と定めており、個人としての尊重と健康で文化的な生活の基準を明示しているこ

とヤングケアラーに対しての年齢規定、教育や成長など視点を定めているのが特徴である。

先ほどの調査でも挙げられた栗山町では、(定義)の第2条(2) 関係機関 栗山町社会福祉協議会並びに介護、障がい者及び障がい児の支援等に関する活動を行い、当該活動においてケアラーに関わる機関として、社会福祉協議会を具体的な機関として位置づけている。地域福祉の視点がより強調されている。他にも茨城県の基本理念にはケアと自己の幸福追求との調和を図ることが明記され、よりケアラーの自己実現を意識した文言となっている。北海道では基本理念に周囲から大切にされという社会システムの視点が盛り込まれている。さいたま市の定義には教育機関を別項で定めている状況であった。以上から条例策定では、埼玉県をベースに作成されており、栗山町は社会福祉協議会を機関として位置づけ、地域福祉の視点を明確にしていた。茨城県の自己の幸福追求、北海道の周囲から大切にされるというケアラーの自己実現や社会からの支えを意識している内容であった。さいたま市は教育機関を別項目に入れており、ヤングケアラーの具体的な機関として教育機関も含まれていることを強調している内容であった。

表5 「ケアラー支援条例一覧(定義・基本理念)」

時期	場所	特徴
2020年 3月	埼玉県	
2021年 3月	北海道栗山町	社会福祉協議会を明記
2021年 6月	三重県名張市	
2021年 9月	岡山県総社市	
2021年 12月	茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市	茨城：ケアラーの自己の幸福追求と調和
2022年 3月	栃木県那須町、北海道	北海道：周囲から大切にされる
2022年 6月	埼玉県入間市	
2022年 7月	さいたま市	教育機関を別項目にしている
2022年 9月	福島県白河市	
2022年 10月	長崎県	

出所：地方自治研究機構(作成：筆者)

社会的な情勢としてケアラーに向けられる視線は以前と変わりつつある。今までケアラー支援の視点が持てなかった背景には、介護・ケアラーは家族であるものと考えることやケアを受ける側も親の面倒を見るのが当たり前という社会的規範が強く影響していた。気が付けば自己犠牲の中で家族ケアを行っている現状になっていた。ケアラー自身も気が付かない状況の中で不適切対応や虐待、介護殺人などの社会的な問題が出てくる状況となった。

ケアラー支援の先進国としてイギリスが挙げられるイギリスの介護者のための全国戦略を「三富(2008)」が紹

介している⁵⁾。(1)介護者へのサービス(①介護者の早期の確認、②休息と休暇の保障、③情報提供と助言、④カウンセリング、⑤介護者自助グループ、⑥介護者支援センター、⑦介護技術の訓練、⑧交通手段の確保、⑨介護を担う子どもへの支援、⑩介護者へのアセスメント、⑪支援計画策定への参画)(2)所得補償(⑫介護者手当、⑬年金受給要件と介護期間考慮)(3)仕事と介護の両立(⑭柔軟な働き方、⑮介護休暇制度)(4)要介護者へのサービス(⑯在宅サービス、⑰住宅の改修、⑱障がい者の地方税の縮減)(5)その他(⑲職員への介護者問題啓発)などの支援があり、ケアマネジメントを導入しているイギリ

スは日本にとっても非常に参考にできる先行事例である。一方で課題も指摘されている。「山下 (2019)」はケアラー自身もアセスメントや支援の権利を有しているにもかかわらず、自分自身についての支援はあまり受けていないことも明らかにされていると述べている⁶⁾。この点がケアラー支援の課題といえよう。

4 ケアラー支援の在り方

高齢者をケアしているケアラーの悩みでは心身の健康、ケアをしている人との関係、自分の自由な時間がとれないであった。通院や心身の時間的余裕など、ケアが常時提供しなければならない環境を改善する必要がある。そのためには、通所介護やショートステイなどのサービス活用が望まれる。その際には、本人の同意が必要であるため、サービス拒否のケースに関してはケアラー支援が特に重要となる。また、関係性もここでは挙げられているため、相談援助職としてケアマネが関わる必要がある。しかし、ケアマネ自体は書類業務などで忙殺されており、関係性に介入していくことは力量も含めて課題が残る。ケアラーアセスメントをしっかりと行っているケアマネは少なく、クライアント中心に支援を組み立てる教育がなされており、具体的なケアラー支援も無いため、レスパイトケア程度の関わりが限度である。今後のケアラー支援の在り方としてケアを受ける側もケアを提供する側もお互いを理解することが重要で福祉教育の普及や医療・福祉の社会的な啓発も少子高齢社会である日本ではより力を入れていかなければならない社会的な命題といえよう。

障害者をケアしているケアラーの悩みでは、心身の健康、将来の見通しが持てない、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないであった。経済的な問題も仕事との両立やそもそも仕事自体ができない状況も考えられる。医療の進歩や社会保障制度自体の基準も検討する必要がある。

ヤングケアラーの悩みでは進路、学業成績であった。学歴社会の影響がこのようなどころでも見られており、教育の捉えなおしが求められる。

次にケアラーの望むサポートであるが、高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保である。ケアラーに役立つ情報というのが少ないのもこの回答の要因となっていることが推測され、社会保障としてケアラー支援を組み込む必要がある。緊急時の対応についてはショートステイが考え

られるが、常に緊急受入れをしてくれる状況ではないため、日ごろからのマネジメントや定期的な利用が必要となる。先ほども述べた通り、拒否があるケースは対応が困難となる。

障害者をケアしているケアラーは、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実であった。親亡き後の支援は障害分野の課題と言えよう。社会全体で今後どのように支えていくのかを整理する悲痛用がある。本人が納得した中での施設生活も行きやすい環境づくりが求められる。ヤングケアラーが望むサポートは特になく、困った時に相談できるスタッフや場所信頼して見守ってくれる大人、宿題や勉強のサポートであった。ヤングケアラーは、忙しい親の代わりに家事などを行っている場合が多く、世帯単位での支援が求められる。ケアラー支援というのは、ケアを取り巻く環境改善を通じて行われるべきものであり一つの対象としてではなく、家族介護に負担を強いている制度や社会的規範が生み出したものと言える。一方で個性の高いものであるため、ケアを通じた人としての成長や家族としての在り方を否定するものではない。このようにケア自体に関することを深めたり、自己の将来や家族の在り方を考える福祉教育がこれから求められてくる。

引用文献

- 1) 菊池いづみ (2021)「市町村における介護者支援事業の展開—介護保険制度改革のもとで—」社会保障研究
- 2) 日本ケアラー連盟 (2016)「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の支え合いに基づく介護者支援の実践と普及に関するモデル事業」平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
- 3) 埼玉県 (2020)「ケアラー及びヤングケアラー実態調査の結果について」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jittaityousa.html> (アクセス日: 2022/10/1)
- 4) 北海道 (2021)「北海道におけるケアラー実態調査」<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/77409.html> (アクセス日: 2022/10/2)
- 5) 三富紀敬 (2008)「イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開」ミネルヴァ書房
- 6) 山下亜紀子 (2019)「イギリスにおけるケアラー支援制度と民間非営利団体によるサービスの実態」九州大学大学院人間環境学研究院

One consideration about the way of a trend and the support of the carer support

OSHIMA Yasuo

Abstract

Long-term care insurance was introduced under the slogan of “socialization of long-term care”, but it has not led to de-familyization. A survey of carers, including family caregivers, shows that 20-30% of all households have carers, and carer support has become a social issue. According to surveys in Saitama Prefecture and Hokkaido, carers who care for the elderly provide useful information to carers, services that can be used in emergencies and do not change the life of the caregiver, maintenance of a consultation system by telephone or visit, and casual care. He wanted to have the opportunity to rest and sleep. Carers who care for people with disabilities need to provide care and livelihood continuation for care recipients after the death of a parent or family member, services that can be used in an emergency that do not change the life of the caregiver, provision of useful information to carers, and admission to a facility. They hoped for the maintenance and enhancement of living spaces such as facilities. A survey in the United Kingdom, an advanced country in carer support, pointed out that carers themselves do not receive much support, which is an issue for carer support. In the future, it will be necessary to improve social norms through social welfare education and a society that recognizes the diversity of lifestyles as carers.